

## 3・6 各国の海運政策

### 3・6・1 米国

#### (1) 第2回日米海事協議および米国海事関係当局と当協会の面談

##### ① 第2回日米海事協議

平成26(2014)年8月15日にワシントンで開催された第1回日米海事協議(船協海運年報2014の3・6・1参照)に続き、平成27(2015)年9月24日に第2回協議が東京で開催され、わが国国土交通省からは坂下広朗海事局長他が、米国側は運輸省海事局(MARAD)ポール・ジェニヘン局長ならびに連邦海事委員会(FMC)のマリオ・コルデロ委員長他が出席した。

今次協議では、日本側より、米国籍LNG船の利用促進に係る米国議会の動きに関する懸念を伝えた他、海事分野における環境問題や海運分野におけるサイバーセキュリティ問題、拡張パナマ運河の影響等について意見交換された。

##### ② 米国海事関係当局と当協会の面談

第2回日米海事協議で米国海事関係当局が来日した機会を捉え、平成27(2015)年9月24日に工藤会長をはじめとする当協会代表が米国側と面談した。

面談では、当協会より、米国籍LNG船の利用促進に係る米国議会の動きに関する懸念に理解を求めた一方、米国側からは衰退傾向にある米国籍船ならびに米国人船員の振興を図る施策を検討中であることが説明された他、米国港湾における混雑緩和に向け、日本船社に対して協力が求められた。また、環境問題や船社間協定に対する独禁法適用除外制度等につき意見交換された。

#### (2) 米国LNG輸出における米国籍船利用奨励の動き

米国産シェールガスの需要が高まっている昨今の状況を踏まえ、平成26(2014)年7月、米国下院に米国産LNG輸出についても米国籍船を利用する洋上LNG施設の建設を最優先で認可するよう、関連法令の改正を提案する法案(H.R.5270)が提出された。同年11月の米国議会中間選挙に伴う議会中断もあり、H.R.5270の審議は進まなかったが、一方、上院では、国産LNG輸送に係るH.R.5270の提案趣旨を盛り込んだ米国沿岸警備隊(USCG)予算法案(S.2444)が提出され、平成27(2015)年1月末までに上下院を通過、2月に米国大統領に署名され、成立した。(船協海運年報2014の3・6・1参照)

成立した法律には、LNG船を始めとする米国籍船の競争力強化策をMARADに検討するよう求める条項が含まれている。

### 3・6・2 その他各国

#### (1) ロシア

平成 27(2015)年 6 月、ロシア運輸省が平成 32(2020)年以降同国産の炭化水素資源(石油・ガス)の輸送を同国籍船のみとする地下資源法(Subsoil Law)の改正提案を発表したとの外紙報道が為された。しかしながら、その後、平成 28(2016)年 3 月末までには具体的な動きは表面化していない。

#### (2) インド

平成 27(2015)年 10 月、インド政府は自国籍船振興策として、国内輸入業者(石油、鉄鋼、石炭、肥料)に対し、取扱量の半分以上を 5 年間自国籍船で運搬するよう求める提案を発表した、との報道が為されたものの、平成 28(2016)年 3 月末までには具体的な動きは表面化していない。

#### (3) 南アフリカ

南アフリカ政府は平成 26(2014)年に発表した経済発展に向けた政策(Operation Phakisa)にて、自国籍船振興策の一環として輸出入貨物の 40%を自国籍船輸送とする要件の導入を示唆したものの、平成 28(2016)年 3 月末までには具体的な動きは表面化していない。